

訴えの提起の手数料の見直しの考え方（案）

訴え提起の手数料について、次のような考え方を基本として見直しをすることはどうか。

- 1 平均的な手数料の負担水準（おおむね訴訟の目的の価額 300 万円、手数料額 25,000 円程度）を目安として、これを超える手数料について、手数料額の水準や平成 4 年に実施した手数料の引下げの程度を考慮しつつ、一定程度の引下げを行う。
- 2 訴訟の目的の価額が 10 億円を超える場合の手数料率が現在一律に 0.2 %とされていることを改め、訴訟の目的の価額が著しく高額な訴訟について、これより更に低率の手数料率を定める。
- 3 平均的な手数料の負担水準（おおむね訴訟の目的の価額 300 万円、手数料額 25,000 円程度）より低い手数料については、その手数料体系が定められた後の経済変動等を考慮しつつ、利用者の利用しやすさの観点から手数料体系の簡素化を図る。
- 4 3 の手数料体系の簡素化に当たっては、簡易裁判所の少額訴訟事件の訴えの提起の手数料が現在より定額制に近いものに改められるよう配慮する。

(注 1) 訴えの提起の手数料と同様にいわゆるスライド制を採用している民事調停等の手数料について、訴え提起の手数料についてする 1 ないし 3 の見直しに合わせて、同様の見直しを行うこととするかどうか。

(注 2) 定額制の手数料について、これが定められた昭和 55 年以降の経済指標の動向等を勘案し、各種の手續における利用者相互間の負担の公平等を図る観点から一定程度の引上げを行うものとするかどうか。

(注 3) 手数料の納付方法について、利用者の便宜を図るため、印紙以外の納付方法を可能とすることについて、引き続き検討するものとするかどうか。

(注 4) 現在郵便切手によって納められている書類の送達費用について、当事者の利便性を向上させるため訴え提起時に手数料として納付する制度を導入することについて、引き続き検討するものとするかどうか。